

令和8年度(2026年)

農家のしおり

(経営所得安定対策等の概要)

高松市地域農業再生協議会

令和8年度営農計画書の提出について

- ① 経営所得安定対策等の交付金申請を行う方は、必ず営農計画書をご提出ください。
- ② 水稲作付けを予定している方は、営農計画書をご提出ください。
- ③ ①②以外の方についても、農地の利用状況把握のため、営農計画書の提出にご協力をお願いします。

令和8年産主食用米の「生産の目標」について

- 県内消費量を県内で生産できるよう、作付面積の増加と多収品種の導入など生産性向上に取り組めます。
- 主食用水稲は、7年度実績よりさらに増産することを目標とし、品種ごとに流通・販売状況を踏まえ、維持・増産します。

(令和7年12月17日 香川県農業再生協議会通知)

●令和8年産の主食用米の「生産の目標」

※()の数値はふるい目幅

	生産の目標			【参考】令和7年産		【参考】令和6年産			
	面積 (ヘクタール)	生産量 (トン)	向き	面積 (ヘクタール)	生産量 (トン)	面積 (ヘクタール)	生産量 (トン)		
香川県	10,300	51,500 (1.80mm)	←	目標	10,100	50,096 (1.70mm)	目標	10,100	50,096 (1.70mm)
				実績	10,100	52,300 (1.70mm) 50,700 (1.80mm)	実績	9,770	48,000 (1.70mm) 47,000 (1.80mm)

注) 「生産の目標」の生産量は、単収を県の5か年中中庸3か年平均484kg/10a(生産者が使用しているふるい目幅1.80mm)に生産性向上の効果を加味して500kg/10aに設定し、目標の面積を乗じて算定。

※香川県農業再生協議会が設定した、高松市における令和8年産米における基準単収は504kg/10aです。

【参考】主要品種の生産の方向性<中央地域>(高松市、三木町、直島町)

品種	令和8年産 生産の目標	構成 割合	令和7年産 生産の目標	令和7年産 面積実績	令和6年産 面積実績	令和5年産 面積実績	令和4年産 面積実績
コシヒカリ	623ha	25.3%	630ha	623ha	632ha	658ha	697ha
ヒノヒカリ	1,099ha	44.6%	1,150ha	1,078ha	1,078ha	1,141ha	1,271ha
おいでまい	156ha	6.3%	150ha	153ha	149ha	152ha	161ha
あきたこまち	10ha	0.4%	13ha	10ha	12ha	16ha	20ha
オオセト	0ha	0.0%	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
あきざかり	385ha	15.6%	345ha	377ha	322ha	328ha	365ha
その他うるち	158ha	6.4%	140ha	142ha	139ha	130ha	138ha
もち米	31ha	1.3%	40ha	31ha	37ha	44ha	45ha
(合計)	2,462ha		2,468ha	2,414ha	2,370ha	2,469ha	2,698ha

【令和9年度より】水田政策の見直しが行われます

これまで国では、経営所得安定対策等により、水田政策を推し進めてきました。ところが、これまでの交付対象水田を中心とした農業政策を根本的に見直すとして、令和9年度から新たな農業政策を推し進める、という方針が示されています。 令和8年3月2日時点

水田政策の見直しの方向性(一部抜粋)

- 1 水田を対象として支援する水活を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換。
このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。
〔※現行の水田活用の直接支払交付金の令和7年度・8年度の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。〕
- 4 麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討。

※農林水産省主催の全国会議資料より

※その他の示されている項目は、令和7年度版「農家のしおり」の2ページに掲載しています。

適切な生産を行っていない方は交付金が交付されません

交付対象となる作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則です。

- ① 作付や肥培管理等が不適切と判断された場合には交付金は交付されません。
- ② 以下の事項に該当する場合は、提出される理由書により交付の判断を行います。
 - 新市場開拓用米、加工用米
当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない
 - 飼料用米（生もみを利用するものを除く）、米粉用米
交付対象の数量・面積から算定される単収が標準単収値から150kg/10aを差し引いた値に満たない
 - ゲタ対策の面積払の交付金・飼料作物、WCS用稲
交付対象の数量・面積から算定される単収が地域の基準単収の1/2に満たない

※自然災害等で被害があった場合は、その状況の写真を必ず撮ってください。また、高松市地域農業再生協議会へ、その旨連絡ください。

I 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、飼料作物、米粉用米等の作物を生産・販売する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

1 交付対象者

販売目的で対象作物を生産(耕作)する販売農家・集落営農

2 戦略作物助成

	対象作物	単価(10a当たり)	確認基準月	確認方法
戦略作物	麦	35,000円	5月	共済引受データ等により確認
	大豆(黒大豆を含む)	35,000円	9月・10月	
	飼料作物(多年生の収穫のみは1万円/10a)	35,000円	8月・12月	
	WCS用稲	80,000円	8月	確認できない場合は、現地確認
	飼料用米(一般品種)	65,000円	8月	
	飼料用米(多収品種)・米粉用米	80,000円	8月	
	加工用米	20,000円	8月	

II 産地交付金(香川県における各種加算・助成)

※産地交付金は、国との協議により、交付単価が変更になる場合があります。

1 麦担い手集積助成

担い手の麦類の作付面積に応じて助成

【対象者】

販売目的で麦類を生産する集落営農・認定農業者・認定新規就農者

【対象面積】

令和8年産の麦類(二毛作を含む)の水田における作付面積

【単価】 基幹作 **4,000円/10a(予定)** 二毛作 **16,000円/10a(予定)**

以下の技術メニューのうちの3つ以上の取組を行い、作業日誌等の提出が必要

- ①播種前・播種直後等の排水対策
- ②土壌改良資材(土づくり肥料)の施用
- ③適期播種
- ④耕うん同時畦立て播種
- ⑤踏圧(麦踏み)
- ⑥土入れ
- ⑦中期除草剤の散布
- ⑧基肥・追肥体系の施肥(一発肥料は不可)
- ⑨小麦のタンパク質含有率向上のための後期追肥の施用(一発肥料は不可)
- ⑩赤かび病防除

2 採種麦生産助成

種子用麦類の作付面積に応じて助成

【対象者】

香川県主要農産物種子協会に出荷する目的で麦種子の生産に取組む採種農業者(非担い手も含む)

【対象面積】

令和8年産の種子用麦の水田における作付面積

【単価】 基幹作 **7,000円/10a** 二毛作 **17,000円/10a**

3 新規需要米生産助成

担い手の新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲)の作付面積に応じて助成

【対象者】

販売目的で新規需要米を生産する集落営農・認定農業者・認定新規就農者
また、新規需要米の取組計画を提出すること

【対象面積】

新規需要米の作付面積

【単価】 11,000円/10a(予定)

※加工用米等取組計画書について、中国四国農政局長への提出が必要。

4 加工用米生産助成

加工用米の生産に対して、生産性向上の取組を行った場合にその作付面積に応じて助成

【対象者】

販売目的で加工用米を生産する販売農家・集落営農
また、加工用米の取組計画を提出していること
(※次のうちのどれかの生産性向上の取組を行い、担い手(集落営農・認定農業者・認定新規就農者)以外は作業日誌又は伝票等の提出が必要)
ア. 担い手の作付 イ. 生育診断に基づく追肥施用等の高度施肥管理
ウ. 共同乾燥調製施設の利用 エ. 共同育苗施設の利用
オ. 土づくり対策

【対象面積】

加工用米の作付面積(二毛作を含む)

【単価】 20,000円/10a

※加工用米等取組計画書について、中国四国農政局長への提出が必要。

5 大豆担い手集積助成

担い手の大豆作付面積に応じて助成

【対象者】

販売目的で大豆を生産する集落営農・認定農業者・認定新規就農者

【対象面積】

白・黒大豆(二毛作を含む)の水田における作付面積

【単価】 9,000円/10a

6 そば、なたねの助成

【助成対象者】

販売目的でそば、なたねを生産する販売農家・集落営農

【単価】 基幹作のみ20,000円/10a

7 みどりの食料システム戦略推進助成（担い手以外も含む）

【助成対象者】

堆肥を散布する畜産農家と利用供給協定を締結した飼料作物等の生産者

【対象面積】 耕畜連携（資源循環）の取組面積（二毛作を含む）

【単価】 12,000円/10a（予定）

※利用供給協定書、堆肥の納品書、作業日誌等の提出が必要です。

8 輸出用米に対する助成

【新市場開拓用米】

輸出用米の生産に対して助成

【対象者】 販売目的で輸出用米を生産する販売農家・集落営農

【対象面積】 輸出用米の作付面積

【単価】 基幹作のみ50,000円/10a

【取組要件】 新規需要米などと同様に事前の取組計画や販売先との契約などが必要で、一定要件を満たす必要があります。

※加工用米等取組計画書について、中国四国農政局長への提出が必要。

9 地力増進作物の助成

【助成対象者】

地力回復や連作障害回避を目的として、地力増進作物を作付する販売農家・集落営農

【対象面積】 令和7年度からの「水稻作付減少面積」と、「地力増進作物増加面積」のどちらか少ない方の面積

【単価】 基幹作のみ20,000円/10a

※対象面積の算定・確認のため、令和7年度以前に農業共済、または収入保険に加入している方のみ対象

重要 加工用米・新規需要米の適正流通

加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

こんな行為は違法です！

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を主食用米として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に水増しして出荷
- 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された「ふるい下米」を他の用途に販売

Ⅲ 産地交付金（高松市における各種加算）

対 象 作 物	確認基準月	交付要件	単価(予定)10a当たり
ブロッコリー・ナバナ(基幹作、二毛作)	5月・12月	4月・5月の収穫前には、 現地確認を行うので ご連絡を下さい。 ハウス栽培については 交付対象となりません。	7,000円
ニンニク(基幹作、二毛作)	5月		
スイートコーン(基幹作)	6月・7月		
黒大豆(基幹作、二毛作)	9月・10月	下記の要件を満たすことが 必要です。	7,000円

【交付対象となる要件】

- 水田を活用した作物に対して助成という趣旨に従い、畑地に作付した作物、ハウス栽培の作物については交付対象にはなりません。
- ブロッコリー、ナバナ、ニンニク、スイートコーンについては、営農計画書に**出荷時期**を記載してください（特に営農計画書提出前に出荷する場合は、JAまたは農林水産課までご連絡ください。現地確認が完了しないと、交付金の対象となりません）。
今年度の交付対象となるのは、**令和8年4月～令和9年3月の期間に出荷したものに限り**ます。
- 黒大豆の交付対象となる要件（①～⑦のうち、2つ以上に取り組むこと）
 - ①播種・移植・収穫の適期管理 播種は6月25日頃、移植は播種後10～12日
 - ②県オリジナル品種「香川黒1号」への種子更新（直近3年間で行われていること）
 - ③中耕培土の2回以上の実施
 - ④適切な灌排水の実施
 - ⑤病害虫発生予察に基づく効率的防除の実施
 - ⑥選別機を利用
 - ⑦担い手(認定農業者、認定新規就農者、集落営農)の作付け

【留意事項】

- ◆ 交付対象は、**出荷・販売**を目的とする作物で、出荷・販売伝票の写しなどの提出が必要です。
- ◆ 交付対象面積は、対象作物ごとに**a単位(1a未満は切り捨て)**です。
- ◆ 産地交付金の交付単価は、概算であり、作物別作付実績により、調整される場合があります。
- ◆ 麦・大豆・飼料作物・新規需要米（飼料用米、米粉用米、WCS用稲）・そば・なたね・加工用米・新市場開拓用米を作付けする場合は、**需要者との出荷・販売契約等**が必要です。
- ◆ 畑地及び水田機能がない農地（畦畔がない農地、用水施設のない農地、土地改良区の水田に係る賦課金が支払われていない農地など）は、交付対象農地から除外されます。
- ◆ 交付対象者における認定農業者、認定新規就農者、集落営農の要件については、交付申請期限（令和8年6月30日）までに資格を有することが必要です。

※ 営農計画書の作付計画に変更があった際には、12月1日までにご連絡ください。

Ⅳ 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

麦、大豆、そば、なたねの生産販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付します。
支払いは数量払を基本とし、面積払を数量払の先払いとして交付します。

1 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象

2 対象作物

麦、大豆(黒大豆は除く)、そば、なたね ※種子用は対象となりません。

3 支払方法

支払いについては、数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして交付します。

4 面積払

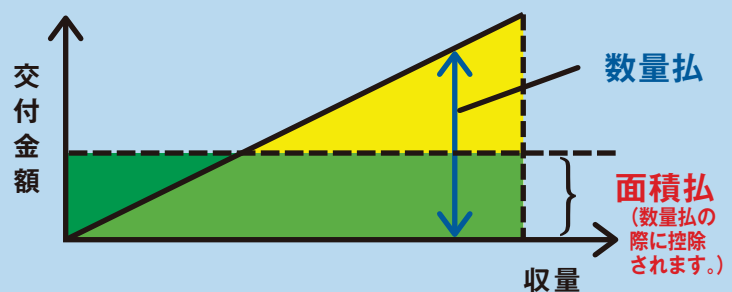
(1) 交付対象面積

麦、大豆、そば、なたねの生産面積
当年産の作付面積に基づき、数量払の先払いとして交付します。

(2) 交付単価

20,000円/10a
(そばについては13,000円/10a)

数量払と面積払の関係



5 消費税負担分に対応した交付単価の設定(免税事業者の確認)

- 畑作物の直接支払交付金の現行交付単価の算定上、消費税負担分が含まれており、課税事業者が消費税の還付を受けた場合には、交付金に含まれる消費税負担分と重複することになります。
- 令和5年産から、消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれたことから、免税事業者向けの単価を申請する方は、収入・売上が1千万円以下であることを確認するために、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要となります。

※上記資料を提出することができない場合には、課税事業者の単価を適用

《注意》

- 面積払の交付金を受けた農業者は、数量払の交付対象数量を、面積払の交付対象面積で除した単収が、市町村等別の基準単収の2分の1に満たない場合、低い単収となった理由書とその証拠書類の提出が必要となります。
- 自然災害等の合理的な理由がない場合は、交付済みの面積払の交付金を返還していただきます。

6 品質に応じた数量払の交付単価

ゲタ対策の対象農産物については、地域間・農業者間の品質格差があるため、平均交付単価を基準として、品質に応じた品質区分別単価を設定しています。

小麦

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
		A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麺用 品種	課税事業者向け	7,420円	6,920円	6,770円	6,710円	6,260円	5,760円	5,610円	5,550円
	免税事業者向け	7,950円	7,450円	7,300円	7,240円	6,790円	6,290円	6,140円	6,080円
パン・中華麺用 品種以外	課税事業者向け	5,120円	4,620円	4,470円	4,410円	3,960円	3,460円	3,310円	3,250円
	免税事業者向け	5,650円	5,150円	5,000円	4,940円	4,490円	3,990円	3,840円	3,780円

- ・等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ・A～Dランクはたんばく質の含有率等の違いで区分
- ・パン・中華麺用品種はそれ以外の品種よりも生産費が高いため、2,300円/60kg高い単価を設定

大麦・はだか麦

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
		A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg当たり)	課税事業者向け	5,050円	4,630円	4,510円	4,460円	4,190円	3,770円	3,640円	3,590円
	免税事業者向け	5,330円	4,910円	4,790円	4,740円	4,470円	4,050円	3,920円	3,870円
六条大麦 (50kg当たり)	課税事業者向け	6,060円	5,640円	5,510円	5,460円	5,030円	4,610円	4,490円	4,440円
	免税事業者向け	6,440円	6,020円	5,890円	5,840円	5,410円	4,990円	4,870円	4,820円
はだか麦 (60kg当たり)	課税事業者向け	9,300円	8,800円	8,650円	8,560円	7,730円	7,230円	7,080円	7,000円
	免税事業者向け	9,860円	9,360円	9,210円	9,120円	8,290円	7,790円	7,640円	7,560円

- ・等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ・A～Dランクは白度やたんばく質の含有率等の違いで区分

大豆(黒大豆は除く)

(円/60kg)

品質区分(等級)		1等又は1等相当	2等又は2等相当	3等又は3等相当
普通大豆	課税事業者向け	11,410円	10,720円	10,040円
	免税事業者向け	11,910円	11,220円	10,540円
特定加工用大豆	課税事業者向け	9,360円(合格又は合格相当)		
	免税事業者向け	9,860円(合格又は合格相当)		

- ・等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ・特定加工用は、豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

そば

(円/45kg)

品質区分 (等級)		1等又は1等相当	2等又は2等相当
そば	課税事業者向け	16,450円	14,340円
	免税事業者向け	17,280円	15,170円

- ・等級は容積重の違いや被害粒の割合で区分

なたね

(円/60kg)

品質区分 (品種)		キザキノタネ キラリボシ ナナンキブ きらきら銀河 ペノカのしずく	その他の品種
なたね	課税事業者向け	6,420円	5,680円
	免税事業者向け	6,850円	6,110円

- ・エルシン酸を含まず油分含有率の高い品種とその他の品種で区分

3P~8Pに掲載されている交付金を申請される農家、米作農家は下記の営農計画書をお願いします。

営農計画書の記載例

- 1枚目: 地域協議会提出用 (青色用紙)
- 2枚目: 生産方針作成者控え用 (青色用紙)
- 3枚目: 農業共済控え用 (緑色用紙)
- 4枚目: 農政局提出用 (青色用紙)
- 5枚目: 農業者用 (茶色用紙)

令和8(2026)年度(産)水田活用等営農計画書(地域農業再生協議会提出用)

【提出にあたっての承諾事項・重要事項】
 ・地域農業再生協議会、JA、農業共済組合、中国四国農政局、(公財)香川県農地機構及び関係機関が、この記載内容・記入内容に含まれる個人情報について、経営所得安定対策等、水田の利活用、農地の利用集積、農業保険の事務、水稲・麦・大豆等の作付面積の確認及びJAによる農業経営支援並びに災害時における対応に必要な範囲内で利用することに同意します。
 ・地域農業再生協議会、JA、農業共済組合、中国四国農政局及び関係機関が、水田台帳の整備に必要な範囲内で農業委員会から農地基本台帳の情報の提供を受けることに同意します。
 ・地域農業再生協議会、JA、農業共済組合、中国四国農政局及び関係機関が、対象作物等の作付面積確認等のため、現地確認及び作付面積等を実測することに同意します。
 ・交付要件を満たしていない場合等は、地域農業再生協議会が営農計画書を訂正するとともに、交付金の交付後に要件を満たさなかったことが明らかになった場合には、交付金を返還することを承諾します。

個人情報取扱・重要事項説明承諾書

 (左記の内容を承諾しました)

(記入上の注意) 1.太線の枠内を記入してください。新たに農地を引き受ける場合は、農地を追加してください。
 2.畑地には「畑」、助成対象水田には、「*」が記載されています。(助成対象水田は、過去の取組状況で判断しています。)

共済組合名		香川県農業共済組合		高松		支所		共済地区名		9)-ドコソコ		共済組合員コード		12345678	
生産調整方針作成者		市町コード		地区コード		集落コード		農家番号		農家氏名		電話番号			
香川県農業協同組合		999		099		099		99		タカマツ タロウ		(831)0000			
住 所 タカマツシ パンチョウ ドコソコ 123-4															
耕地番号	所在地	(畦畔込み面積)	農地面積 (畦畔除く)	助成対象水田	作付面積		収穫等級	作物名等又は水稲品種名		前年度実績		※			
					水稲	水稲以外		品種コード	水稲面積	その他					
0001	パンチョウ 1-1	(1000)	950	*	23	950		コシヒカリ	5/5	950		Y			
0002	パンチョウ 2-1	(700)	665	*		665		ナバナ (R8.4出荷)		230		1			
0003	パンチョウ 3-1 R28.3		1140	*		1140		小麦				1			
0004	パンチョウ 4-1	(800)	760	*		760		野菜		480		1			
0005	パンチョウ 5-1	(630)	600	*		(600)		ヒノヒカリ(飼)		1150		1			
0006	パンチョウ 6-1	(900)	855	*		855	855	ヒノヒカリ(小麦)	6/5	840		Y			
0007	パンチョウ 7-1	(400)	380	*				自己保全管理				1			
0008	パンチョウ 8-1	(600)	570	*		570		水張り (6/5~7/4)	6/5						
0009	パンチョウ 9-1	(500)	460	*		460	460	おいでまい (ブロッコリー)	6/5						
0010	パンチョウ 10-1	(1100)	1050	*		1050		ソルガム							
合計			7430			(600)	2865	4930							

水稲の種類	出荷・販売予定数量 (kg)	生産予定面積 (a m)
WCS用稲		
米粉用米		
飼料用米	300	600
新市場開拓用米		
加工用米		
備蓄米		
合計		

対象作物	生産予定面積 (a m)	対象作物	生産予定面積 (a m)
小麦		大豆	
はたか麦		そば	
大麦		なたね	
収穫後交付を希望する※3 する 品目欄			

(記入上の注意)

- ※1 水田、畑、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計を記載して下さい。
- ※2 麦は、数量払の対象とならない種子麦を除いた面積とします。
- ※3 大豆は、数量払の対象とならない種子用大豆、黒大豆を除いた面積とします。
- ※4 そば、なたねは、数量払の対象とならない種子用を除いた面積とし、なたねについては、油種用の面積とします。
- ※5 2 湛水管理を開始する予定日を記入してください。協議会により、別に事前申請が必要な場合があります。「1か月以上の湛水管理が行われている」または「令和7年度または令和8年度に、連作障害を回避する取組を実施している」のいずれかに該当する場合は水稲作付を行ったとみなされます。
- ※6 3 「収穫後交付を希望する」の欄は、数量払の交付申請後に面積払の交付を希望する場合のみ「す」に○を付けてください。なお、一部の品目のみ希望する場合は、右側の「品目欄」に収穫後交付を希望する対象作物名を記入してください。

- 氏名等の印字内容で訂正がある場合は、二重線で消して訂正をお願いします。
- 用紙の右上の「個人情報取扱・重要事項説明承諾欄」に(1枚目のみ)、○印を記入してください。押印は不要です。
- 営農計画書の提出枚数が多い場合は、営農計画書に「別紙のとおり」と記載した上で、エクセル等の別表での提出も可能です。
- 記載内容について確認することがありますので、電話番号を記入してください。
- 水張りを実施する場合は、実施予定日を記入してください。
- 非主食用米を作付けする場合は、下記のように記入してください。

(例) 加工用米の場合 : オオセト (加)
 飼料用米の場合 : ヒノヒカリ (飼)
 米粉用米の場合 : ヒノヒカリ (粉)
 WCS用稲の場合 : たちすずか (W)
 飼料用米の
 多収品種の場合 : モグモグあおば (多)

非主食用米の作付面積は、「水稻作付面積」の欄に()書きで記入してください。

- 大豆、ブロッコリー、ニンニク、ナバナ、スイートコーンなど交付対象作物であっても、販売しないものは家庭菜園又は野菜と記入してください。
- 4月から翌年3月の間に出荷した作物が交付対象となります。ブロッコリー、ナバナ、ニンニク、スイートコーンについては、作物名と出荷予定時期を記入してください。
 (特に営農計画書提出前に出荷する場合は、JA または農林水産課まで御連絡してください。)
- 二毛作は、主食用米又は麦以外の戦略作物を表作とし、裏作には小麦、二条大麦、ブロッコリー、ニンニク、ナバナなどを()書きで記入してください。

	【例1】	【例2】	【例3】	【例4】	【例5】
表作	大豆	飼料作物	おいでまい	ヒノヒカリ(飼)	コシヒカリ
裏作	(小麦)	(二条大麦)	(小麦)	(小麦)	(ブロッコリー)

※麦を記載する場合は、令和7年秋まきの令和8年春収穫の麦について記載してください。

- 農地を借りて作付した場合は、手書きで記入してください。交付金申請をする場合は、貸借の契約手続きが必要です。

現地確認に関する留意事項

交付申請をしている農業者で、交付対象作物を作付・出荷する場合は、営農計画書に作物名と作付時期を記載してください。営農計画書に基づき作付状況の現地確認を行い、出荷確認ができれば交付金対象となります。

営農計画書の記載内容の変更がある場合は、速やかに最寄りのJA支店またはJAふれあいセンターまでお知らせください。

【変更申出期限 12月1日】

3P~8Pに掲載されている交付金を申請される方は、下記の交付金申請書を提出して下さい。

経営所得安定対策等交付金申請手続きのご案内

- ◇必要に応じて、添付書類を提出していただくことがあります。
- ◇今年の交付金申請書の提出期限は、令和8年6月30日までとなっています。

交付申請書の記載例

様式第1号(表面)

申請者の押印は不要です。

様式第1号A 経営所得安定対策等交付金交付申請書 令和8年産

農林水産大臣 殿
「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続 新規

申請年月日 年 月 日
生年月日 年 月 日
 大正 昭和 平成

① 交付申請者欄

フリガナ ノウリン タロウ
氏名又は法人・組織名 農林 太郎

フリガナ
代表者氏名(法人・組織のみ)
(〒 1 2 3 - 4 5 6 7)
住所 東京都千代田区霞が関1-2-1

経営形態
 個人 集落営農 法人

法人番号
認定状況
 認定農業者 認定新規就農者
 ゲタ・ナラシ対象集落営農 認定なし

※ゲタ・ナラシに申請される場合は、いずれかに認定されているか、認定されることが必要です。
※連絡のとれる電話番号を記入してください。(任意)

電話番号 0 1 2 0 - 3 4 5 - 6 7 8 9

登録済の振込口座 変更なし 新規 変更あり

② 交付申請内容(本年産の交付金及び事業の各項目の申請「する」又は「しない」の口に✓してください)
※ゲタ・ナラシを申請する方は、裏面(様式第1号B)にも記載欄があります。

交付金名	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請		収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請	
本年産の申請	<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
前年産の申請状況	無		無	

※ゲタ対策の申請には、数量私と面積私の両方が含まれています。
※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。

事業名	水田活用直接支払交付金の申請		
本年産の申請	<input checked="" type="checkbox"/> する	<input checked="" type="checkbox"/> 水田活用の直接支払交付金 <input type="checkbox"/> コメ新市場開拓等促進事業 <input type="checkbox"/> 畑作物産地形成促進事業 <input type="checkbox"/> 畑地化促進事業	<input type="checkbox"/> しない
前年産の申請状況	無		

※前年産の申請状況は参考です。

③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況
(様式第1号の参考「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上、口に✓してください。)

過去1年(新規申請者除く)及び今後1年の間、農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産を実施。

④ 個人情報の取扱い(様式第1号別添1「個人情報の取扱い」をご確認の上、口に✓してください。)

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて、同意する。

昨年引き続き申請される方は「継続」に、それ以外の方は「新規」に✓チェックしてください。

申請年月日を記入してください。

該当する経営形態、認定状況に✓チェックしてください。

氏名、住所を記入してください。
氏名、住所等が印字されている方は、内容を確認してください。
訂正が必要な場合は訂正してください。

申請する交付金は「する」に、申請しない交付金は「しない」に✓チェックしてください。

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上、✓チェックしてください。

「個人情報の取扱い」をご確認の上、✓チェックしてください。

裏面に続きます

※「新規」又は「変更あり」の方は、振込口座の通帳表紙の裏表の写し等の口座情報が確認できる書類を提出してください。

様式第1号 (裏面)

※ゲタ・ナラシ対策の申請者のみ記入

様式第1号B 令和 8 年産

〒 _____ 年 月 日

ゲタの申請を「する」に☑チェックをつけた方は、本年に作付けを予定している品目の「あり」に☑チェックしてください。

確認事項に☑チェックしてください。

⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項(ゲタ・ナラシ申請者が記載)

農地の有効利用の実施状況 ※該当に☑ 現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

営農開始・法人等設立からの期間 ※いずれかに☑ 2年以上 2年未満

【個人又は法人が記載】 ※該当に☑ 【集落営農が記載】 ※該当に☑

収入保険の加入状況 加入している 加入していない 収入保険に加入している構成員の有無 (「有」の場合、当該構成員の人数) 有 (10 人) 無

前年の税務申告の状況 白色申告 青色申告 前年の税務申告の状況 各構成員が申告 青色申告 白色申告 (組員としての状況を記載) (組員として申告なし)

◆畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

⑥ ゲタの申請作物 ※該当に☑

本年産のゲタについて、申請作物を以下のとおり申し出ます。なお、生産予定面積は様式第2号(営農計画書)に記載した該当作物の合計です。

※以下はゲタの対象となりませんので(意ください。種子用の麦・大豆・そば、麦芽原料(ビール用麦等)、黒大豆、食用植物油用以外のもの)

対象畑作物	作付けの有無	作付け「あり」の場合面積払の収穫後交付を希望
小麦	春まき	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> する
	秋まき	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> する
麦	二条大麦	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> する
	六条大麦	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> する
	はだか麦	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> する
大豆	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> する	
そば	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> する	
なたね	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> する	
てん菜	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> する	
でん粉原料用ばれいしよ	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> する	

※面積払の収穫後交付を希望する場合は、数量払の交付申請後(収穫量確定後)に面積払を希望する場合、該当作物の「する」に☑してください。

⑦ ゲタ対策数量払の単価選択 ※いずれかに☑

本年6月末時点の状況を基に、以下の単価で申請します。

免税事業者向け単価 課税事業者向け単価 (免税事業者向け単価以外)

※免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要です。

◆収入減少影響緩和交付金(ナラシ)

⑧ ナラシの積立て申出

本年産のナラシについて、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象作物ごとの生産予定面積を以下のとおり申し出ます。

対象作物	地域等区分	生産予定面積
米穀		8,025 m ²
秋期には種する小麦		7,025 m ²
大豆		4,022 m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²

※対象作物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記載してください。

※ナラシの対象作物について収入保険に加入している構成員のいる集落営農は、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記載してください。

⑨ ナラシ積立金の積立コースの意向選択 ※いずれかに☑

以下の減取に対応した積立金を納付予定です。

10% 20%

ゲタの申請を「する」に☑チェックをつけた方は、課税事業者・免税事業者等の状況をもとに申請する単価のいずれかに☑チェックしてください。なお、インボイス登録事業者は、課税事業者向け単価に☑チェックしてください。

該当する項目に☑チェックしてください。

①集落営農の構成員に収入保険加入者がいる場合は当該人数を記載ください。

②個人・法人の方は営農開始・法人設立からの期間に☑チェックしてください。

ナラシの申請を「する」に☑チェックをつけた方は、本年に生産を予定している品目についてその生産予定面積等を記入してください。

面積払の収穫後交付は香川県では取り組まないでチェックはしない。

ナラシの申請を「する」に☑チェックをつけた方は、積立コースのいずれかに☑チェックしてください。

交付金の交付スケジュールについて(予定)

	令和8年							令和9年								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
申請手続交付金の交付	対象作物の作付確認、数量払の数量確認															
	ゲタ対策の数量払の交付 (大豆・そば以外)															
	ゲタ対策の数量払の交付 (大豆・そば)															
	ゲタ対策の面積払の交付															
	水田活用直接支払交付金の交付															
	ナラシ対策の積立て申出										交付申請		ナラシ対策の交付金の交付			
	積立金の納付															

交付金の交付を受けるためには、対象作物ごとの出荷・販売状況がわかる書類(当年産の出荷販売伝票の写し等)及び農産物検査の結果又は品位等区分の確認結果等がわかる書類の提出が必要です。

※農産物検査の結果がわかる書類を「品質区分と同等のものであることを示す資料(ゲタ対策)」や「助成対象の米穀として販売された数量を確認できる資料(ナラシ対策、水田活用の直接支払交付金のうち加工用米・飼料用米・米粉用米)」に代えることが可能です。

認定農業者制度の概要

◆更なる経営改善、
経営発展をめざす方

1 認定農業者制度とは

この制度は、農業経営基盤強化促進法に基づく高松市農業経営基盤強化促進基本構想で示す農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき経営の改善を計画的に進めようとする農業者が作成した農業経営改善計画(以下「改善計画」という。)を市長等が認定し、認定を受けた農業者を将来にわたる地域農業の担い手として支援していこうとするものです。

2 認定申請者の要件

認定申請時に次の要件を満たしている者

- ①高松市の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者
- ②農業経営の改善に関する5年後の目標とその達成に向けた方策を内容とする改善計画を自らが作成して認定を受けることを希望する者
※令和2年4月1日から、複数の市町にまたがって農業経営を営む農業者は、広域認定(国・県)が導入されました。



3 認定の審査基準

- ①改善計画が高松市農業経営基盤強化促進基本構想に照らして適切なものであること。
- ②改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ③改善計画が達成される見込みが確実であること。



4 認定農業者に対する支援等

- ①改善計画の達成に必要な農地・機械の購入や施設の設置等に際して、低利な資金(スーパーL資金等)の融資が受けられます。(審査があります)
- ②地域において農業の担い手として明確に位置づけられ、農業経営に関する情報、諸施策等関係機関、団体から優先的な指導・支援が受けられます。
- ③改善計画に従って、対象となる交付金等を農業経営基盤強化準備金として積立て、それを活用して農業機械や農地等を取得した場合には、税制上の特例措置が受けられます。
- ④地域計画に位置付けられた認定農業者については、(公財)香川県農地機構等による農地の貸借の斡旋が優先的に受けられます。

改善計画作成相談会

- 4月、7月、12月
年間3回、認定農業者の認定に係る改善計画の作成相談会を実施していますので、認定を希望される方は、下記相談窓口にご連絡・ご相談ください。

相談窓口

高松市地域農業再生協議会では、改善計画の作成や達成に向けた取組みに対して、助言・支援を行っています。
認定を希望される方はご相談ください。

高松市農林水産課	087-839-2422
JA香川県東讃営農センター	087-847-3839
香川県東讃農業改良普及センター	0879-42-0190



認定新規就農者制度の概要

- ◆これから農業を始めようとする方
- ◆後継者への継承をお考えの方

1 認定新規就農者制度とは

この制度は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が農業経営基盤強化促進法に基づく高松市農業経営基盤強化促進基本構想で示す農業経営の目標に向けて農業経営の基礎を確立しようとする青年等就農計画(以下「就農計画」という。)を市長が認定し、認定を受けた農業者に対して支援措置を重点的に講じようとするものです。

2 青年等の範囲

就農計画を作成することができる青年等

- ① 青年(18歳以上45歳未満)
- ② 65歳未満の者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの
 - ア 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者。
 - イ 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者。
 - ウ 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者。
 - エ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者。
 - オ アからエまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者。
- ③ ①又は②に掲げる者であって法人が営む農業に従事すると認められる者が役員数の過半数を占める法人。



3 認定の審査基準

- ① 就農計画が高松市農業経営基盤強化促進基本構想に照らして適切なものであること。
- ② 就農計画が達成される見込みが確実であること。
 - ア 1年間程度の研修経験があり、就農計画達成に係る農業技術を習得していること。
 - イ 経営の適正な管理の実施を農業簿記等により行うことが見込まれること。
 - ウ 農地の所有権又は利用権を有する見込みがあること。
 - エ 主要な農業機械及び施設を所有又は借りる見込みがあること。
- ③ 2の②に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能が就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。



4 認定新規就農者に対する支援等

- ① 農業経営開始後(3年以内)の経営確立を支援する資金(年間最大165万円)が受けられます。
- ② 就農計画の達成に必要な機械の購入や施設の設置等に際して、無利子貸付(青年等就農資金)の資金の融資が受けられます。(審査があります。)
- ③ 新規就農者サポート事業(香川県による助成)等、就農計画の達成に必要な機械の購入や施設の設置等に対する支援があります。
- ④ 地域計画に位置付けられた認定新規就農者については、(公財)香川県農地機構等による農地の貸借の斡旋が優先的に受けられます。

★ご相談等につきましては、左記 13 ページの相談窓口にご連絡ください

多様な農業人材経営計画認定制度について

地域農業の持続的な発展のためには、農業法人、認定農業者などの核となる担い手と、兼業農家や定年帰農者などの“多様な農業人材”とが協力して、地域の農業・農地を守っていくことが重要になっています。

県では「多様な農業人材経営計画認定制度」を創設し、認定を受けた方の規模拡大や新たな品目・新技術の導入などの経営計画の達成に向けた取組みを支援しています。

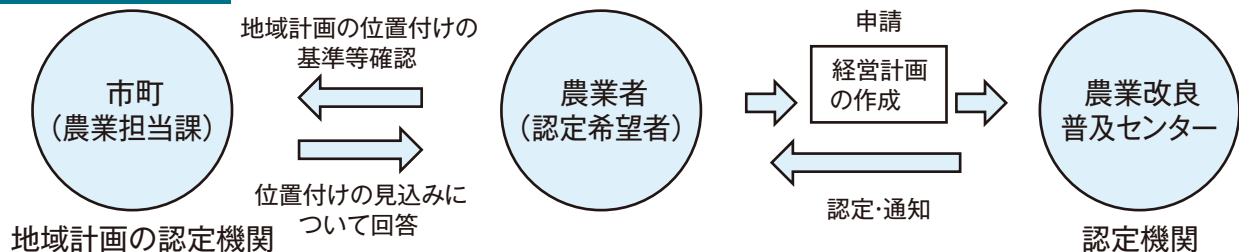
〔申請期間〕9月認定は4～7月、3月認定は10～1月



◆ 認定を受けるための要件 (①～④のすべてを満たすこと)

- ① 地域計画に「農業を担う者」として位置付けられていること又は位置付けられることが確実と見込まれること (認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者は対象外)
- ② 営農を5年以上継続する意欲があること
- ③ 農産物販売金額50万円以上を目指すこと
- ④ 地域農業の維持・発展に寄与し、積極的な営農展開を目指すこと

◆ 認定の手順

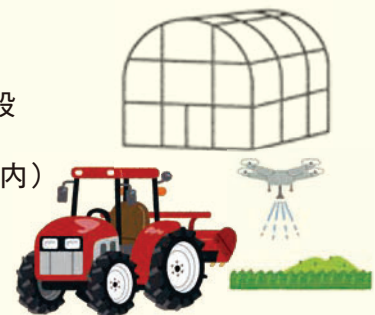


◆ 認定を受けた方への支援

補助金

規模拡大や新たな品目・新技術の導入などに必要な営農用機械・施設の整備を支援します。

- ◇ 対象者： 多様な農業人材として認定された者
- ◇ 内容： 新たに導入する農業用機械・施設
空きパイプハウスなど遊休施設の整備に係る改修・移設
- ◇ 助成額・補助率：
事業費の1/3以内(県1/6以内、市町1/6以内)
上限200万円(県100万円、市町100万円)
- ◇ 申請先： 高松市農林水産課



<留意事項>

- ・軽トラックなど汎用性の高い機械や単なる機械の買い替えは対象外です。
- ・作業面積に沿った能力の機械とし、過剰な機械導入でないこと。
- ・予算の範囲内で補助するため、内容が補助対象事業に該当する場合であっても必ず交付対象となるものではありません。経営計画は事業実施年度の翌々年度までに達成している必要があります。

研修等

営農継続に役立てていただくため、県農業改良普及センターでの水稻や野菜・果物の栽培講習や経営相談等のほか、農業大学校でのパイプハウス移設講座などの実践的な実習などを行っています。

講座等の一例 (左) 農作業安全講座 (右) パイプハウス移設講座



問合せ先

香川県東讃農業改良普及センター
高松市農林水産課
香川県農業経営課農地マネジメント推進室

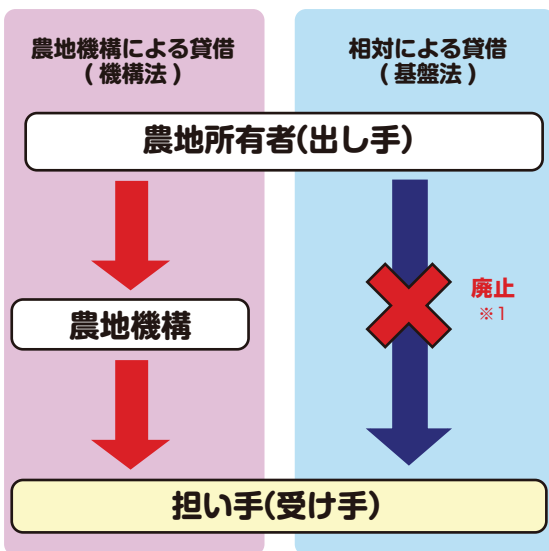
TEL : 0879-42-0190
TEL : 087-839-2422
TEL : 087-832-3408

農地の貸借方法が変わりました!

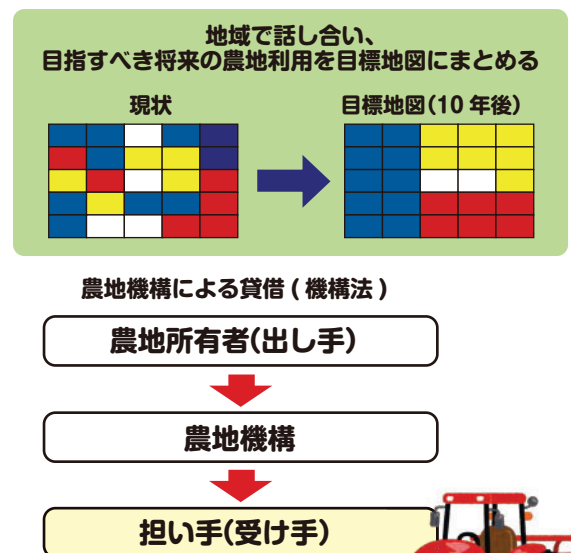
農業経営基盤強化促進法（基盤法）の改正に伴って、「利用権設定事業（いわゆる相対での農地貸借）」が廃止されたことから、令和7年4月（地域計画策定後）からの農地の貸借は「**農地中間管理事業（農地機構を介した農地貸借）**」になっています。

- 令和7年4月以降の農地貸借については、10年後の目指すべき農地利用の姿を示した「地域計画（目標地図）」に基づき、**農地機構を介して貸借**することになっています。
- 利用権設定事業（相対）で行われていた貸借の更新を希望する場合は、農地の受け手が「地域計画（目標地図）」に掲載されていれば、引き続き同様に貸借を行うことができます。（掲載がない場合でも、地域計画（目標地図）を変更すれば貸借を行えます。）

これまでの農地貸借



地域計画に基づく農地貸借※2



- ※1 既に利用権設定がされている契約（相対）については、契約期間満了日まで有効です。
- ※2 このほか、農地法第3条に基づく貸借の手続きがあります。

「地域計画」とは

農業者の減少や遊休農地の拡大などにより、今後、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されるため、地域で話し合いを行い、目指すべき将来の農業や農地利用の姿を明確化した計画を地域ごとに市町が策定したもの。

お問い合わせ先

- ・（公財）香川県農地機構 高松市農林水産課内駐在 農地集積専門員
TEL:087-839-2422
- ・（公財）香川県農地機構
TEL:087-816-3955
- ・高松市農業委員会事務局
TEL:087-839-2662
- ・高松市農林水産課
TEL:087-839-2422

- 農業委員会を通さない農地の貸し借り（農地法違反の「ヤミ小作」）は、公的な効力がないためトラブルのもとです。農地中間管理事業を積極的に活用しましょう。
- 農地を相続した場合は、農業委員会へ届け出る必要があります。また、**令和6年4月から相続登記が義務化**されています。

集落営農に取り組んでみませんか!

※集落営農とは、集落の複数の農家が集まって、機械・施設の共同利用や作業の共同化などにより、農業経営の効率化を図り、農業の継続や集落の農地を守る取り組みです。

1 あなたの集落は困っていませんか?



高松市の状況(2020年農林業センサス)

- 集落内の農家が減少 …………… 10年間で農家戸数が28%も減少している。
- いつまで農業を続けられるか不安 …… 基幹的農業従事者の平均年齢が71.8才と高齢化が進んでいる。
- 農業経営の継続が困難 …………… 資材高騰や高額な機械費の負担などにより稲作経営が厳しくなっている。
- 集落内の作付農地が減少 …………… 10年間で経営耕地面積が29%も減少している。

2 集落で話し合い、集落営農を検討してみましょう!



集落の将来について話し合う。

話し合いの進め方

アンケートで現状を把握する。

5年後、10年後を見据えた集落ビジョンを作成する。

組織体制や機械の共同利用など組織づくりを話し合う。

組織を設立し、集落ビジョンの実現に向けて実践する。

3 ご相談ください!



集落営農に関する説明、集落での話し合い活動、組織設立の相談、設立後の運営支援などを行っています。お気軽にご相談ください。

香川県東讃農業改良普及センター ☎0879-42-0190
 高松市農林水産課 ☎087-839-2422
 JA香川県東讃営農センター ☎087-847-3839

「農業支援グループ」が皆様の農作業をサポートします!

高松市内で活動している「農業支援グループ」です。
 委託料金や作業内容等は、各組織に電話でご確認ください。

アグリサポートかがわ

所 高松市香川町浅野
 ☎ 090-1172-6159

〒 高松市香川町
 作 水稻作業、耕起、畦畔草刈等

★ 農家の皆さんの困りごとを何とかできないかと地元の有志が「アグリサポートかがわ」を結成しました。住みよい地域のため、出来ることから始めます。



KUH営農組合

所 高松市香南町岡
 ☎ 080-3169-8934

〒 県域(ほ場が集約されている等が受託の要件)

作 播種・収穫(WCS等飼料作物)、防除、草刈
 ★ 30代の若手6人で組織し、飼料作物(WCS・デントコーン)の規模拡大を図っています。



讃岐農地管理組合

所 高松市太田上町
 ☎ 090-5712-5682

〒 香川県全域
 作 草刈・雑木伐採

★ ハンマーナイフモア、ラジコン草刈機、高所作業車、クレーントラック等を装備。できることなら何でもします。見積無料、まずご相談ください。



原あととり農援隊

所 高松市牟礼町
 ☎ 090-7577-4099

〒 高松市牟礼町原地区内
 作 耕起、除草、畦畔草刈等

★ 現在地区内の作業受託組織である原農業生産組合の一部をのれん分けし、地域の農地保全を目的とし、また同時に、後継者育成、技術指導を図りたい。



「農業支援グループ」で地域の農作業を支援してみませんか!

「農業支援グループ」とは、農作業や農地の維持管理の作業の一部を受託・共同作業等を行う組織です。農業者や水稲面積が急激に減少し、地域農業の維持が困難になりつつある今だからこそ、仲間とできることを考えてみませんか。

1 構成員は?

- ◎地域農業の維持に関心のある仲間を集めましょう。
例:認定農業者、農業機械銀行のオペレーター、新規就農者、兼業農家※、非農家(サラリーマン)※、地域の同級生・先輩・後輩、同じ品目を栽培する仲間など
※副業の可否については勤務先にご確認ください

2 活動内容は?

- ◎地域の状況やグループの規模に応じて水稲の作業(耕起、田植え、稲刈り、畦畔管理、カントリー搬入等)や草刈りなどの農地の維持管理活動などから行いましょう。
- ◎地域のニーズに合わせて園芸・飼料作物の作業など自由な発想で活動しましょう。

3 設立の流れは?

仲間を集める

メンバーが集まれば普及センターにご相談ください。



グループでの話し合いと合意

- (検討事項)
- ・受託する作業や料金設定
 - ・経費の負担、利益の配分方法
 - ・代表者及び必要事項を定めた規約の作成(必須)



組織の設立、活動開始、地域へのPR

- ・組織設立や活動に県の補助事業が活用できます!
- ・詳しくはお問合せください!

4 ご相談ください!



農業支援グループの設立や要件等、どんなことでもお気軽にご相談ください。

香川県農業経営課 担い手支援グループ ☎087-832-3406
香川県東讃農業改良普及センター ☎0879-42-0190
高松市農林水産課 ☎087-839-2422

〈記載内容〉

所 … 活動の拠点、事務所の所在地
作 … 委託できる農作業

☎ … 問合せ先

📍 … 作業を請け負うことができる地域

★ … PRコメント

藤本農業支援グループ

所 高松市六条町
☎ 090-2825-8559
📍 高松市内(要相談)
作 草刈、保全管理(耕うん)など



★ 農家さんの「ちょっとしたこと」をお手伝いします。まずはご相談ください。

まごの手

所 高松市香川町川東上
☎ 090-1172-4109
📍 香川町
塩江町・綾川町も対応可(要相談)



作 草刈(農地、堰堤、遊休地)
★ 正直で真面目な三人で対応させていただきます。立地条件等により、お引き受けできないことがありますので御了承ください。まずは、お気軽にご相談ください。

やまだ農村お助け隊

所 高松市東植田町
☎ 080-4482-2999
📍 高松市東植田、西植田、川島、十河地区、その他のエリアは要相談
作 水稲作業、ドローン防除、耕起、草刈



★ 地域の若手農業者で組織しており、農地の困った!を解決する"農業の何でも屋さん"として地域農業の維持に取り組んでいます。

(株)楽農生活

所 高松市下田井町
☎ 090-7145-0960
📍 高松南部(川島、十河、川添、林、前田)



作 水稲作業、耕起、草刈等
★ 楽しく農業をする「楽農生活」。作業受託で地域農業を支援します。

環境にやさしい営農について

農薬や肥料(化学肥料や堆肥)の使用は、農業を営む上で重要です。

一方で、農薬や肥料の過剰な使用は、環境に悪影響を及ぼすことがあるとともに、コスト面で負担が大きくなります。

また、近年、農地の周辺住民から、農薬の散布や肥料・堆肥の施用に対する苦情が増加しています。

このようなことから、農薬や肥料・堆肥の適正使用に努めるようお願いします。

農薬の適正使用

- 病虫害や雑草の早期発見に努め、適期に防除を実施しましょう。
- 連作を避けることにより病虫害が発生しにくくなるなど、耕種の防除による農薬の使用回数及び量を削減するよう努めましょう。
- 使い慣れている農薬でも、使用する際には必ずラベルを確認して、使用上の注意事項を守りましょう。
- 農薬の散布は風の無い日に行うなど、周囲への飛散防止に努めましょう。また、飛散しにくい粒剤などの使用を検討しましょう。

ご注意ください

- 農薬を適正に使用しない場合、生産物の出荷停止・回収などの対応を求められる場合があります(農薬が他の農地に飛散した場合も同様)。また、関係法令により処罰の対象となる場合もあります。

肥料の適正な施用

肥料の過剰施肥や、未熟な堆肥の投入などにより、リン(P)やカリウム(K)などが土壤中に過剰累積され、作物の生育や周辺環境へ悪影響を及ぼす事例があります。

適正な施肥は、周辺環境や作物の生育だけでなく、栽培コストの低減にもつながります。

- 作物を栽培する際には、「香川県施肥ガイドライン」に則した施肥(時期や量)を行いましょう。
- 定期的に土壌診断を行い、ほ場の状態を把握しましょう。
- 堆肥は土づくりには欠かせませんが、過剰に施用すると土壤環境を悪化させ、作物に障害を及ぼすので、適量施用に心がけることが大切です。

堆肥を施用する場合の注意事項

- 堆肥を使用する場合は、完熟の堆肥を使用しましょう。
- 堆肥を農地に搬入した場合は、すみやかに農地にすき込みましょう。
- 堆肥が農地から流出しないようにしましょう。
- 周辺に住宅がある場合は、使用に十分注意するようにしましょう。

ジャンボタニシ

田植後の対策

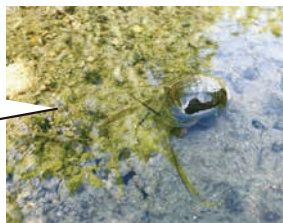
POINT
01

水管理

近年、暖冬によりジャンボタニシ(スクミリンゴガイ)の越冬数が増加し、水稲苗の食害による被害が拡大しています。

被害を軽減するポイントは、「田面を均平にし、田植後3週間程度まで浅水で管理」し、ジャンボタニシの活動を抑えること、「被害が出る前に早めに薬剤散布」することなど、複数の防除手段を組み合わせると効果的です。

浅い土中や水路等で越冬し、乾燥に強く、寒さに弱い。気温が15~35℃になると活動(食害)が活発に。寿命は約3年。



水を張ると種の株元でジャンボタニシが活動を開始



水が溜まりやすい田面の低い所が食害されやすく欠株が発生



濃いピンク色の数百個の卵

POINT
02

ジャンボタニシに効果のある主な薬剤

田植直後から被害が発生するので早い時期(発生の多いほ場では、田植当日)に、ジャンボタニシに効果のある薬剤を散布し、食害を防止しましょう。特に、初期の除草剤を散布するほ場では水を張るため、活動が活発になります、早めに薬剤散布をしましょう。

薬剤名	10a当たりの使用量	防除時期の目安 使用方法	使用時期と回数	効果
スクミノン	1~4 kg	田植直後~田植3週間後 湛水状態で均一に散布	収穫60日前まで、 2回以内	食害防止、 殺貝
ジャンボたにくん	1~2 kg			
スクミンベイト3	2~8 kg		発生時、回数制限なし	

農作業安全対策 ~安全確認・熱中症対策~

- 令和6年度の農作業事故死者数は、全国で287人となっており、機械作業によるものが54%(156人)を占めています。

詰まりの除去などの機械の調整を、エンジンを止めないまま実施することにより、機械に巻き込まれるなどの事故が発生しています。

必ずエンジンを停止し、作業部の停止を確認した上で作業を行きましょう。

- 機械作業に次いで多い要因が熱中症で、6年は59人と、全体の21%となっており、年々増加しています。

また、夏場の高温が著しかった7年度は、田畑等で働く方の救急搬送者数が増加しました。

こまめな休憩と、適度な水分・塩分の補給、単独作業は避けるなど、熱中症対策に心がけましょう。



農林水産省HPより

野生動物から農地を守ろう



あなたの落ち穂やひこばえで、イノシシの繁殖の助けに



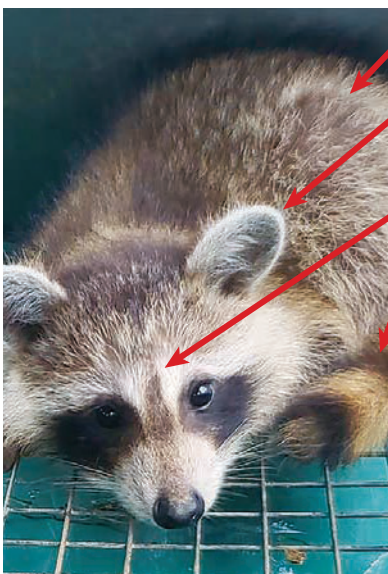
放置された**落ち穂**や**ひこばえ**は、イノシシの餌となり、周辺農地の被害拡大にもつながります。

水稻収穫後は速やかに耕うんし、落ち穂をすき込み、ひこばえを発生させないようにしましょう。



イノシシから農地を守るためには

- 1 地域ぐるみで**金網柵**や**電気柵**等を設置し、農地の包囲防護
- 2 野生動物との棲み分けを図る**緩衝帯**（鳥獣ストップゾーン）の整備が有効。



灰褐色の体毛

白縁の大きな耳

眉間に黒い筋

しましまの尻尾

アライグマによる農業被害



スイカやトウモロコシの食害が最も多く、ブドウやイチゴにも被害が出ています。被害を大きくしないためには、早期の対策が重要です。



対策のポイント

- 1 家庭から出た**生ごみ**を**農地等に放置しない**
- 2 **侵入防止柵**の設置
- 3 被害をもたらす**アライグマの捕獲**



イノシシ等の野生鳥獣と遭遇した際は、刺激を与えず静かに立ち去り、下記連絡先にご相談ください。



相談窓口

高松市農林水産課

有害鳥獣対策係

☎087-839-2422

高松市地域農業再生協議会の体制と役割

会 員

高松市農業委員会、高松市農業経営者協議会、高松市生活研究グループ連絡協議会、
高松市農業振興協議会、高松市土地改良区連合会、農事組合法人奈良須、
香川県農業協同組合、香川県農業共済組合、香川県東讃農業改良普及センター、
香川県東讃土地改良事務所、高松市
協議会規約第32条第1項第4号、第8号、第21号、第26号及び第33号に掲げる組織が管轄する地域の農業者代表
その他地域協議会において必要と認められたもの

(会長 : 1名)
(副会長 : 2名)
(監事 : 2名)

統括事務局(高松市農林水産課)

統括事務局長(事務責任者)
(兼) 経理責任者、(兼) 文書管理責任者、(兼) 公印管理責任者 高松市農林水産課長

水田部会

部会員

香川県農業協同組合
香川県農業共済組合
香川県東讃農業改良普及センター
高松市
その他部会において必要と認められたもの

・総会に付議すべき事項の協議
・総会の議決事項の執行

部会事務局

(JA香川県東讃営農センター)

部会事務局長(部会事務責任者)
(兼) 経理責任者
(兼) 公印管理責任者
(兼) 部会文書管理責任者
JA香川県東讃営農センター副センター長

担い手部会

部会員

香川県農業協同組合
香川県東讃農業改良普及センター
高松市
その他部会において必要と認められたもの

・総会に付議すべき事項の協議
・総会の議決事項の執行

部会事務局

(高松市農林水産課)

部会事務局長(部会事務責任者)
(兼) 経理責任者
(兼) 公印管理責任者
(兼) 部会文書管理責任者
高松市農林水産課長

地区水田部会

地区部会員

高松市農業委員会(農業委員及び農地利用最適化推進員)
香川県農業協同組合、香川県農業共済組合、高松市
その他地区部会において必要と認められたもの

・総会の議決事項の執行

地区部会事務局(JA香川県各支店)

地区部会事務局長(地区部会事務責任者)
(兼) 地区部会文書管理責任者
JA香川県各支店長

地域農業再生協議会の役割

- ① 市、農協、農業共済組合等農業者その他の構成員が連携して全国の需給見通し、自らの産地の販売戦略等を踏まえた水田収益力強化ビジョンを作成。
- ② 農業者に対して、需要に応じた生産が図れるよう主食用米の需要動向など、様々な情報の提供
- ③ 交付申請書、営農計画書等の申請書類に係る配布・回収、整理ととりまとめ、受付及び農業者情報のシステム入力
- ④ 産地交付金の要件設定・確認 ⑤ 農業者別の水田情報等の整理
- ⑥ 地域の荒廃農地又は遊休農地の解消に向けた推進
- ⑦ 地域における経営所得安定対策等の加入者等へのフォローアップ ⑧ 経営所得安定対策等の普及・推進
- ⑨ 担い手の確保・育成 ⑩ 地域計画の推進

「農家のしおり」発行にあたって

国は、農業の憲法と言われる「食料・農業・農村基本法」の改正を行い、食料自給力の確保など食料安全保障の考え方が強化されました。また国は、いわゆる減反政策にかわり、水田活用を中心とする経営所得安定対策等を推し進めてきましたが、令和9年度より水田政策の見直しを行うとされています。

高松市内において、農地を所有している世帯は約15,000世帯ありますが、米作の減少、農家の高齢化、遊休農地の増加などさまざまな課題を抱えています。そのような状況の中で、農家のみなさんの少しでもお役に立てばと思い、「農家のしおり」を発行するものです。

主なお問い合わせ先

- 中国四国農政局香川県拠点
(所在地)高松市サンポート3-33
サンポート合同庁舎南館5階 電話 087-883-6503
- 香川県東讃農業改良普及センター
(所在地)さぬき市津田町津田930-2 電話 0879-42-0190
- 高松市農林水産課
(所在地)高松市番町1-8-15 電話 087-839-2422
- 高松市農業委員会事務局(農政課)
(所在地)高松市番町1-8-15 電話 087-839-2662
- 香川県農協東讃営農センター
(所在地)高松市下田井町367-1 電話 087-847-3839
- 香川県農業共済組合高松支所
(所在地)高松市三名町東原5-6 電話 087-888-1146
- (公財)香川県農地機構
(所在地)高松市仏生山町甲263番地1 電話 087-816-3955